

熱海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第33号

熱海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熱海市国民健康保険税条例(昭和35年熱海市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び資産割額」を削り、同項ただし書中「58万円」を「61万円」に改め、同条第3項及び第4項中「及び資産割額」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第27条中「58万円」を「61万円」に改める。

附則第10条及び第11条中「第6条、第8条」を「第7条、第11条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第10条及び第11条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（附則第10条及び第11条の改正規定を除く。）による改正後の熱海市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。